



安心できるタイヤ販売を推進します。

タイヤ公正取引協議会

正しい表示で  
より良い  
販売環境を



マスコットキャラクター  
“まもる君”



安心できる  
タイヤ販売を  
推進します

<http://www.tftc.gr.jp>

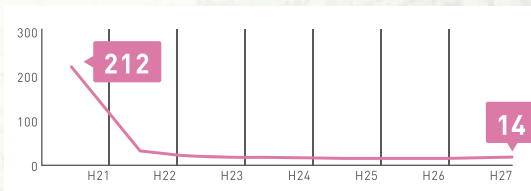
# 「正しい表示で より良い販売環境」とは…

日頃、タイヤを販売されている皆様、この点が大事です。

タイヤ業界ではずっと昔から今に至るまで、タイヤを買うお客様に信頼される業界作りに取り組んできました。

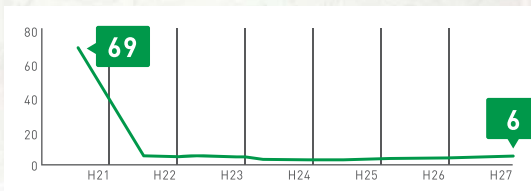
## ■ 例えば【工賃のわかりやすい表示】

(公取協の店頭調査における指摘件数)



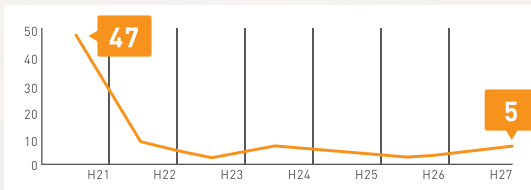
## ■ 例えば【不適正な二重価格表示】

(公取協の店頭調査における指摘件数)



## ■ 例えば【過度な廉売についての表現】

(公取協の店頭調査における指摘件数)



いずれも、指摘件数が大幅に減っています

など、公取協の活動を通じて、多くのショップが、タイヤを買われるお客様に性能を正しくわかりやすい形で、また、危険の伴う整備作業にかかる対価を理解して頂くよう、業界全体で努めています。

このパンフレットを読んで頂いた販売店様にも、こうした取り組みに力を貸して頂ければ、本当に幸いです



お店の点検にお役立てください!



それでは、自分のお店の表示を  
点検してみましょう!

店頭表示点検項目	チェックポイント	点検結果
1 整備料金表示・ 廃タイヤ処理 料金表示	①整備料金額、廃タイヤ処理料金を表示していますか?	
	②販売価格と「別途」かかるのか、「込み」なのかについて、表示していますか?	
2 二重価格表示 (しているのであれば)	①割引前の価格に「通常(平常)価格」を用いている場合、販売実績に問題はありませんか?	
	②「通常(平常)価格」からの割引の期間が、4週間を超えていないですか?	
3 廉売用語	「超・激・大・爆・破格・スーパー」などの用語を使用していませんか? (超特価、激安等)	



## HOW TO 点検

- 上記の表を見ながら、点検してみてください。
- 点検者は、店長さん、またはタイヤ担当の方です。
- 点検された結果は、今後の店頭販促物作成の際の参考にしていただければ幸いです。

タイヤ公正競争規約では、  
他にも様々な事項を定めています。  
ご質問やご不明な点があれば、  
「タイヤ公正取引協議会」まで  
お問い合わせください!





## 解説

店頭表示点検項目	解説
<p>1 整備料金表示・ 廃タイヤ処理 料金表示</p>	<p>①整備料金額・廃タイヤ処理料金額は、一般消費者がタイヤの販売価格にいくらプラスすればよいか、ご購入予算で足りるのか判断する上で必要不可欠な情報ですので、明記ください。</p> <p>②整備料金が販売価格に含まれているかいないかについても同様に必要不可欠な情報ですので、明記ください。</p>
<p>2 二重価格表示</p>	<p>①「通常(平常)価格」とは、セール開始日からさかのぼって8週間のうち半分以上販売していた価格であって、さらにセール開始日の2週間以内にも販売していた価格のことを指します。</p> <p>②「通常(平常)価格」からの割引は、その期限が最長でも4週間(1ヶ月)と定められています。</p>
<p>3 廉売用語</p>	<p>過度な廉売用語(超特価、大特価、激安 など)は、有利誤認(実際のものよりも過度に安い、と一般消費者に誤認させるおそれのある表示)にあたる可能性があり、タイヤ業界では使用を禁止しています。</p>



## Q&A

そもそも・・・

**Q** なんで自分のお店の表示を点検する必要があるの？

**A** タイヤを販売する際、プライスカードや各種販促物を掲示されることと思います。それらを毎日見ていると、表示ミスや表示モレには中々気が付かないものですよ。改めて自店の表示を点検すると、そうした表示ミスや表示モレを改善するきっかけになります。

**Q** みんな自分のお店の表示を点検をしているの？

**A** 近年、タイヤ公取協の会員店(大手カーショップやタイヤ専門店など)の実施率は全体で70%を超えており、タイヤ業界の慣例となりつつあります。



是非ご覧になってください！

## タイヤ公取協の概要や活動

### タイヤ公正取引協議会(公取協)とは…

タイヤ業界における『公正競争規約』の運用機関(消費者庁、取引委員会が認定)です。

### 『公正競争規約』とは…

業界内の自主ルールです。

- ・過大な景品付販売や虚偽誇広告表示を禁止
- ・タイヤの性能や取引条件など消費者の商品選択にとって不可欠な情報を提供することを義務付け

### 消費者の意向は…

(平成27年度 タイヤ公取協「消費者意識調査」より)

Q:どんなお店でタイヤを買いたいですか？

A:1位 価格の安い店(61.4%)

2位 適正表示に取り組んでいる店(55.4%)

→消費者の適正な表示に対するニーズが伺えます

### 適正表示

これまでに起こった他業界の偽装表示事件を見ても、適正表示は1社のみでは達成できません。

→タイヤを販売する全てのお店が、適正表示をしていくことが重要です！

### 公取協の活動

規約の運用の他、事前相談や各種の研修会開催などを通じて、タイヤ業界全体が適正表示を行うことができるよう、様々な活動を行っています。

### 低燃費タイヤ

平成22年から「低燃費タイヤ」の「グレーディング制度」がスタートしています。各タイヤメーカーの試験データは公取協の審査を経て、カタログなどで表示されています。

**安心できるタイヤ選びを推進します**



タイヤ公正競争規約では、  
他にも様々な事項を定めています。  
ご質問やご不明な点があれば、  
下記までお問い合わせ下さい！



安心できるタイヤ販売を推進します。

**タイヤ公正取引協議会**

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町1-38-9宮前ビル5F

TEL:03-5695-4051(代) FAX:03-5695-8182

ホームページアドレス <http://www.tftc.gr.jp>